

## 塩竈斎場火葬手続きの注意点について

- 1 期 間 令和2年4月15日（水）以降の申請手続きから  
（4月17日（金）以降の火葬から塩竈斎場で火葬料金徴収）  
令和2年5月7日（木）の火葬まで5月7日（木）以降の申請手続き  
から通常手続きに戻す予定です。  
※なお、「緊急事態宣言」等が延長された場合は再度ご連絡いたします。

## 2 申請手続 (注意点)

- ①「埋火葬許可証」FAXの際、くれぐれもFAX番号をお間違いな  
いようお願いいたします。なお、個人情報となるため念のためFAX  
送信後お電話にて送信確認をお願いします。  
環境課（平日）FAX022-363-2778TEL022-363-2777  
塩竈斎場（土、日、祝日）FAX022-364-9955TEL022-364-8916
- ②確認作業に時間をいただく場合があります。できるだけ早めにFAX  
するようお願いいたします。なお、17時15分を過ぎても「確定」  
とならない場合はご連絡ください。
- ③環境課又は斎場職員の確認作業前（確定前）に申請書を印刷されま  
すと、火葬当日修正作業（申請書への押印）が必要となります。く  
れぐれも「確定」を確認後申請書を印刷してください。
- ④FAXする際、不鮮明な文字の確認等お電話にて埋火葬許可証等の  
確認をさせていただく場合があります。埋火葬許可証のコピーを取  
り（原本への記載はおやめください）右下に葬祭業者名、担当者名、  
電話番号を記載願います。添書を付けていただいても構  
いません。
- ⑤火葬当日、1）押印した申請書（「確定」後に印刷したもの）、2）  
埋火葬許可証、3）火葬料金（お釣りがないうご協力ください）  
を必ず持参してください。斎場使用許可証兼領収書は火葬終了後、  
埋火葬許可証とともにお返しいたします。当分の間、火葬料金のお  
支払いについては火葬当日分のみの取り扱いとさせていただきます。

- 3 その他 ①「塩竈斎場火葬手続きフロー」、「塩竈斎場火葬手続きの注意点に  
ついて」は、組合ホームページにも掲載されております。

「緊急事態宣言」による措置となります。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご  
協力を賜りますようお願いいたします。